

山口県報

平成18年
5月23日
(火曜日)

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

平成十八年度クリーニング師研修の指定 (生活衛生課) 二

平成十八年度クリーニング所業務従事者講習の指定 (生活衛生課) 三

土地改良区定款変更の認可 (農村整備課) 三

土地改良事業施行の同意 (農村整備課) 三

道路の区域の変更 (道路整備課) 三

道路の供用の開始 (道路整備課) 四

過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく市町村道の改築に関する工事 (道路整備課) 四

過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく市町村道の改築に関する工事の完了 (道路整備課) 四

道路の位置の指定 (建築指導課) 四

公告

契約の締結 (情報企画課) 四

土地改良区役員の出出 (農村整備課) 六

土地改良事業の工事の完了 (農村整備課) 七

山口県告示第二百八十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。



当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十八年五月二十三日から同年六月十二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山口市環境部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成十八年五月二十三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 株式会社仁保庵
住 所 山口市仁保中郷一八五一番地の一
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 株式会社仁保庵
所在地 山口市仁保中郷一八五一番地の一
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 (kg/時間)	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日	使 用 時 間 隔 間
一七 (二基)	二〇〇	平成一八、 六、一五	平成一八、 七、一五	平成一八、 七、二〇	断 続 一 二 時 間 時 日 当 た 一 日 当 た 一 時 間 変 動 の 概 要

備考 「一七」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第七号の豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設をいう。

山口県告示第二〇八十二号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定により、

平成十八年五月二十三日

山口県知事 二井 関 成

次の研修を平成十八年度におけるクリーニング師の研修として指定した。

No. 1 排 水 口	排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	動植物油脂類 (mg/l)	
六・八	七・五	通 常	一・一・六	通 常	九・三	一・〇・〇
		最 大	一・三	最 大	二	二・二・〇

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	動植物油脂類 (mg/l)	
活性汚泥処理施設	処理前	六・二	一・三二〇	一・二三四	検 出 せ ず	一・〇・〇
	処理後	六・八	一・一・六	一・三	二	二・二・〇

(一) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	活 性 汚 泥 連 続	間 隔 時 間	一 日 当 た り の 使 用 時 間	概 節 的 変 動 の 要 否	工 事 着 手 予 定 月 日	工 事 完 成 予 定 月 日	使 用 開 始 予 定 月 日
鉄筋コンクリート		二二五	連 続	二 四 時 間	二 四 時 間	変 動 な し	(既 設)		

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	室 状 態 の 窒 素 (mg/l)	室 状 態 の 磷 (mg/l)	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
(一七)	七・五	一・六〇〇	一・五〇〇	二・五〇〇	二・五〇	一・〇
(二七)	七・五	二・一〇〇	二・〇〇〇	三・〇〇〇	四・〇	一・四

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

山口県告示第百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十八年五月二十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十八年五月二十三日

山口県知事 二井 関成

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
山口福米須道	阿武郡阿武町大字生賀字境目二七七四の三地先から同郡同町同大字字原三四〇三の一地先まで	平成十八年五月二十四日

山口県告示第百八十八号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定による市町村道の改築に関する工事を次のとおり行う。

平成十八年五月二十三日

山口県知事 二井 関成

市名	路線名	工事区間	工事種類の	工事の開始年月日
山陽小野田市	市有帆大休線道	山陽小野田市大字有帆字樋ノ口一四八六の一及び同地先から同大字字腰桶一六五四の六地先まで	道路改良	平成十八年五月二十四日

山口県告示第百八十九号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定による市町村道の改築に関する工事を次のとおり完了する。

平成十八年五月二十三日

山口県知事 二井 関成

市名	路線名	工事完了区間	工事種類の	工事の完了年月日
周南市	市秋線 秋山明巢	周南市大字高瀬字西迫一〇五一の一地先から同市同大字字亥ノ迫一六二二の三地先まで	道路改良	平成十八年五月二十三日

山口県告示第百九十号

建築基準法（昭和二十五年法律第百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、美祢土木事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十八年五月二十三日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅員（メートル）	延長（メートル）	道路の敷地となる土地の面積（平方メートル）
美祢市大領町東分字前田四三四の三、四四二の一〇の一部、四四二の一二及び四四二の一の一地先	四・〇～四・五	三三・九	一三三・四七



（二七九）契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成十八年五月二十三日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
- 二 地域振興部情報企画課 山口市滝町一番一号
- 三 契約に係る特定役務の名称及び数量
- 四 電子計算機システム賃貸借業務 一式
- 五 契約の相手方を決定した手続
- 六 随意契約

- 四 契約の相手方を決定した日
平成十八年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目六番六号
- 六 契約金額
三億九千七百三万千百七十二円
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第二号に該当するため
- 八 契約担当者
山口県知事 二井 関成
- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
地域振興部情報企画課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量
行財政情報サービス提供業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十八年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社時事通信社 東京都中央区銀座五丁目一五番八号
- 六 契約金額
三千四百四十七万三千六百円
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当するため
- 八 契約担当者
山口県知事 二井 関成
- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
地域振興部情報企画課 山口市滝町一番一号

- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量
やまぐち情報スーパーネットワーク運用・保守業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十八年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社エヌ・ティ・ティネオメイト中国 広島市中区上八丁堀六番六五号
- 六 契約金額
二億二千二百三十九万円
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当するため
- 八 契約担当者
山口県知事 二井 関成
- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
地域振興部情報企画課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量
電子申請・届出システム及び総合文書管理システム用機器等保守業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十八年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
富士電機システムズ株式会社 東京都千代田区三番町六番地一七
- 六 契約金額
五千七百八十四万九千七百五十円
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第二号に該当するため
- 八 契約担当者
山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
地域振興部情報企画課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量
電子申請・届出システム及び総合文書管理システム用パッケージソフト等保守業務一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十八年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
富士電機システムズ株式会社 東京都千代田区三番町六番地一七
- 六 契約金額
五千四十万円
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第二号に該当するため
- 八 契約担当者
山口県知事 二井 関成
- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
地域振興部情報企画課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量
電子申請・届出システム、総合文書管理システム及び職員認証基盤システム二次運用管理業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十八年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
富士電機システムズ株式会社 東京都千代田区三番町六番地一七
- 六 契約金額
五千四十万円

- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第二号に該当するため
- 八 契約担当者
山口県知事 二井 関成
- (二八〇) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。
平成十八年五月二十三日
- 一 就任した役員
山口県知事 二井 関成
- 土地改良区の名称 理事の別 氏名 住所
宇部市小野土地改良区 理事 伊藤 治平 宇部市大字小野八五五六の一
井上 茂雄 大字藤河内六一四
山尾 栄 大字榎小野一七三
渡辺 文夫 四九三
上田久満治 大字小野五七五の一
阿部 始幸 一〇四六四
加藤 優治 大字藤河内二九〇
松永 秀治 大字小野三八二四の二
掛部 保 大字藤河内五七三
山田 一夫 大字榎小野四四五
- 二 退任した役員
土地改良区の名称 理事の別 氏名 住所
宇部市小野土地改良区 理事 光井 卓雄 宇部市大字藤河内三三八
伊藤 治平 大字小野八五五六の一
井上 茂雄 大字藤河内六一四
山尾 栄 大字榎小野一七三
渡辺 文夫 四九三

“	“	“	“	“	“
“	監	“	“	“	“
山	事	溝	加	阿	上
田		部	藤	部	田
一		千	優	始	久
夫		春	治	幸	満
“		“	“	“	治
“		“	“	“	“
大		大	大	“	大
字		字	字	一	字
小		小	小	〇	小
野		野	野	四	野
五		五	五	六	五
七		七	七	四	七
の		の	の	一	の
一		一	一		一

(二八二) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成十八年五月二十三日

山口県知事 二井 関 成

一 事業の名称

県営柳井・田布施地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業

二 工事完了の時期

平成十八年三月二十四日

平成十八年五月二十二日印刷
発行

発行人所

山口県知事
山口市

定価一箇月 金二千七百円(送料共)